

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

2 役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人佐倉緑の基金の設立登記の日から施行する。

評議員及び役員の方団の事業運営にかかる費用の弁償に関する規程

1. 目的

この規定は公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という）の「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第3条2項によりこの法人の事業運営にあたって活動する評議員、役員に対してその費用を弁償することを規定する。

2. 支給対象の原則

この法人の運営に関する活動としての

- (1) 代表理事によって招集される評議員会及び理事会
- (2) 代表理事の委嘱によって選任される「身近な自然環境保全活動助成事業選定」委員による選定委員会
- (3) この法人の業務監査・会計監査に出席する評議員及び役員に対して支給する
但し、評議員・役員が費用弁償を辞退した場合或いは評議員・役員がこの法人の事務局員を兼ねる場合は支給しない。

3. 支給額

第2項に定める活動に出席した場合に、1回について1,000円を支給する。

4. 支給方法

本規定による費用の弁償は、出席の都度、現金により支給する。

5. この規定の改廃は評議員会の決議により行う。

附則

この規程は評議員会（令和元年6月16日開催）の決議を経て、平成31年4月1日に遡及して施行するものとする。